

税金

市・県民税

問 税務課

☎ 53-5826

個人市・県民税

	均等割	所得割
市民税	3,000円	6%
県民税	1,500円※1	4%
森林環境税	1,000円※2	—

※1 県民税均等割に「水と緑の森づくり税(500円)」が含まれています。

※2 市・県民税均等割と併せて賦課徴収される国税です。

市・県民税が課税されない人

均等割も所得割もかからない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得が135万円以下である人
- 前年中の合計所得金額が次の金額以下である人
 - ・控除対象配偶者又は扶養親族のいない人
…28万円+10万円
 - ・控除対象配偶者又は扶養親族のいる人
…28万円×(本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計数)+10万円+16.8万円

所得割のかからない人

- 前年中の合計所得金額が次の金額以下である人
 - ・控除対象配偶者又は扶養親族のいない人
…35万円+10万円
 - ・控除対象配偶者又は扶養親族のいる人
…35万円×(本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計数)+10万円+32万円

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人や人格のない社団などにかかる税で、資本金等の額や従業員数に応じて負担する均等割と法人の所得に応じて負担する法人税割があります。

均等割

資本金等 (資本金と資本積立金の合計額※1)	小矢部市内の従業員数※2	
	50人以下	50人超
50億円超	492,000円	3,600,000円
10億円超～50億円以下	492,000円	2,100,000円
1億円超～10億円以下	192,000円	480,000円
1千万円超～1億円以下	156,000円	180,000円
1千万円以下	60,000円	144,000円

※1 資本金の合計…資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計

※2 従業員数の合計…小矢部市内に有する事務所・事業所又は寮などの従業員数の合計

法人税割 法人税額(国税)×8.4%(税率)

固定資産税

問 税務課

☎ 53-5826

固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

税額の算出方法

固定資産を評価した上で価格を決定し、その価格を基に「課税標準額」を算定します。

課税標準額×1.55%(税率)=税額 となります。

土地を売買したとき

問 Aさんは、令和7年10月に売買契約を行ってBさんに土地を売り、令和8年2月に所有権移転登記を済ませました。この場合、誰に課税されますか。

答 令和8年度の固定資産税は、令和8年1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている人に対して課税されますので、Aさんに課税されます。

年の初めに納屋を取り壊したとき

問 令和8年1月10日に納屋を取り壊したのに、4月に送られてきた納税通知書には、まだ納屋が記載されています。なぜですか。

答 令和8年度の固定資産税は、令和8年1月1日現在で所在している固定資産を課税対象として課税し、4月に納税通知書を送付しています。したがって、令和8年1月1日現在に納屋が存在していたため、課税されることとなります。納屋などを取り壊された場合は、速やかに「家屋異動届」を提出してください。

償却資産の申告について

小矢部市内に事業用の資産を所有している事業主の方は、償却資産の申告を毎年1月31日までにしなければなりません。

広告

小矢部銀行会



北陸銀行

石動支店 津沢支店 本町2-5 TEL 67-1001



富山銀行

Bank of Toyama 石動支店…本町3-48 TEL 67-1770



富山第一銀行

石動支店…本町2-4 TEL 67-0581



石動信用金庫

本店営業部…石動町13-13 TEL 67-1020
福町支店…西福町9-7 TEL 67-0521
中央支店…中央町4-25 TEL 67-3111



いなば農業協同組合

本店…赤倉96 TEL 67-2115
西部支店…今石動町2-11-12 TEL 67-8200
東部支店…赤倉96 TEL 67-8300
南部支店…新西322-1 TEL 61-8900

軽自動車税

問 税務課

☎53-5826

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車、二輪車、軽自動車、小型特殊自動車を所有している方が納める税金です。

使う・使わない、故障しているか否かにかかわらず、車両を所有していれば所有者に課税されます。

※ 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車

車種	税率
原動機付自転車	50cc以下(特定小型原動機付自転車を含む)
	2,000円
	50cc超125cc以下かつ最高出力4kW以下
	2,000円
	50cc超90cc以下
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	90cc超125cc以下
	2,400円
	2,000円
小型特殊自動車	ミニカー
	3,700円
二輪の小型自動車	農耕作業用
	2,400円
二輪の小型自動車	その他
	5,900円
二輪の小型自動車	
6,000円	

※ 三輪、四輪以上の軽自動車

車種			税率		
			旧標準税率	標準税率	重課税率
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- 旧標準税率…初度検査年月が平成27年3月までの車両に適用される税率です。
- 標準税率…初度検査年月が平成27年4月以降の車両に適用される税率です。
- 重課税率…初度検査年月から起算して13年を超えるものは、現行税率、新税率にかかわらず重課税率が適用されます。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車・被けん引車は除きます。)
- 軽減税率…令和8年4月1日から令和9年3月31日までに新規で減税対象車を取得した場合は、翌年度に限り軽減措置が適用されます。

車種等			グリーン化 特例適用税額 (軽減)
			概ね75%軽減
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車※1	三輪		1,000円
	乗用	営業用	1,800円
		自家用	2,700円
	貨物用	営業用	1,000円
		自家用	1,300円

※1 H21年排出ガス基準10%以上低減達成車またはH30年排出ガス規制適合車

● 原動機付自転車・小型特殊自動車の申告

原動機付自転車、小型特殊自動車を取得・売却・転居などした場合は税務課での手続きが必要です。

手続の内容	手続に必要なもの
購入	販売証明書
転入	廃車手続済
	廃車受付書
譲渡	未廃車
	標識交付証明書、ナンバープレート
廃車	廃車手続済
	廃車受付書、譲渡証明書
未廃車(市外から)	標識交付証明書、ナンバープレート、譲渡証明書
	未廃車(市内)
	標識交付証明書、ナンバープレート、譲渡証明書
標識交付証明書、ナンバープレート	

● その他軽自動車の名義変更・廃車手続について

必要な書類等をそろえた後、下記窓口にて手続き願います。

※ 軽自動車三輪・四輪の手続窓口

▶問合せ先 軽自動車検査協会富山事務所

富山市新庄町字馬場1番4 ☎050-3816-1852

ホームページ <https://www.keikenkyo.or.jp/>

※ 軽二輪、二輪の手続窓口

▶問合せ先 北陸信越運輸局富山運輸支局

富山市新庄町馬場82 ☎050-5540-2044

入湯税・市たばこ税

問 税務課

☎53-5826

● 入湯税

入湯客1人1日につき150円

※日帰り客等課税免除あり

● 市たばこ税

紙巻たばこ1,000本当たり6,552円(R3.10.1改正)

国民健康保険税

問 税務課

☎53-5826

月の末日に国民健康保険に加入されていた人にかかる税で、加入者の課税総所得金額に税率を掛けた所得割額、世帯の加入者の人数に基づく均等割額、そして加入世帯1世帯として負担する平等割などから算出されます。

(令和8年度分)

	課税対象	医療分	後期分	介護分※2	子ども分
(1)所得割額	課税総所得金額につき※1	7.6%	1.9%	1.2%	0.3%
(2)均等割額	国保加入者一人につき	23,400円	6,000円	5,100円	1,320円
(3)18歳以上被保険者均等割額	18歳以上の国保加入者一人につき	—	—	—	60円
(4)平等割額	国保加入世帯一世帯につき	24,600円	6,300円	5,100円	840円
課税限度額		67万円	26万円	17万円	(課税限度額)3万円

※1 総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得金額、商品先物取引に係る雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(原則43万円)を差し引いた金額のことです。

※2 40歳～64歳の加入者がいる場合、介護分も含めて算定します。

税金

税証明の発行と納税

問 税務課

☎ 53-5826

● 税証明の発行について

以下の税証明を税務課窓口又は津沢コミュニティプラザにて発行しています。

関係	種類	手数料
市民税関係	所得証明書	1件 300円
	所得・課税証明書	
	課税(非課税)証明書	
	営業証明書	
	納税証明書	
納税関係	完納証明書	無料
軽自動車税関係	車検用納税証明書	
固定資産税関係	評価証明書	1件 300円
	公課証明書	無料
	価格通知書(法務局専用)	
	資産(無資産)証明書	1件 300円
	登載証明書	1件 1,300円
	住宅用家屋証明書	
	課税台帳(名寄帳)の写し	1件 300円
	閲覧	

※「所得・課税証明書」についてはコンビニにて交付できます。詳しくは、市HP「コンビニ交付サービスについて」をご覧ください。

▶ 発行に必要なもの 本人確認書類

▶ 注意事項

● 代理人の場合は、請求者本人(証明書を使う人)の自署又は記名した委任状が必要です。なお、法人は押印が必要です。ご注意ください。

● 同一事項の証明は、1通ごとに1件となります。

▶ 郵便による請求手続き

税証明を郵便で請求するときは、次のものを同封して税務課までお送りください。

(1) 手数料分の定額小為替(ゆうちょ銀行又は郵便局で購入できます。)

(2) 返信用封筒(宛名を書き、切手を貼付したもの)

(3) 次のことを書いた書面

● 必要なものとその通数

● 請求者の住所、氏名及び電話番号(日中連絡のとれるもの)

※市ホームページから申請書をダウンロードできます。

(4) 請求者の本人確認書類の写し(現住所が記載されているもの)

● 市税及び国民健康保険税の納期

税目	納期※1			
	第1期	第2期	第3期	第4期
市・県民税	6月	8月	10月	1月
固定資産税	4月	7月	12月※2	2月
軽自動車税	5月			
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月	8月	9月	10月
	第5期	第6期	第7期	第8期
	11月	12月※2	1月	2月

※1 納期の末日が休日に当たるときは、その翌営業日が納期限となります。

※2 固定資産税第3期と国民健康保険税第6期は、12月25日です。

● 納税には口座振替が便利です

✿ 口座振替ができる税目

- 市県民税(普通徴収分)
- 軽自動車税
- 固定資産税
- 国民健康保険税

✿ 申込み

「小矢部市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、金融機関窓口又は税務課窓口に提出してください。

※「口座振替依頼書」は、市内金融機関及び市内ゆうちょ銀行に備えてあります。

▶ 必要なもの 納税通知書、預貯金通帳、届出印

✿ 申込期限 納期限の1か月前

✿ 取扱金融機関(本店、支店及び出張所)

北陸銀行、富山銀行、北國銀行、富山第一銀行、いなば農業協同組合、石動信用金庫、砺波信用金庫、北陸労働金庫、ゆうちょ銀行

✿ 振替日 各納期限

※振替日に振替ができなかった場合は、翌15日に再振替いたします。

● コンビニエンスストアでの納付

コンビニで市税が納付できます。

✿ コンビニ納付できるもの

- 市県民税(普徴)
- 軽自動車税
- 固定資産税
- 国民健康保険税

✿ コンビニ納付できない納付書

- 納付書1枚の納付額が30万円を超えるもの(バーコードが印刷してありません。)
- バーコードが印刷されていないもの
- 金額を訂正したもの
- 破損や汚損によりバーコードが読み取れないもの
- 納期限を過ぎたもの

● QRコードを利用した納付(スマホ決済アプリ、クレジットカード等)

✿ QRコードを利用して納付できるもの

自宅や外出先にて、スマホ決済アプリ等で納付書表面に印刷されたQRコードを読み取ることで市税を納めることができます。ご利用いただける税目は以下のとおりです。

- 市県民税(普通徴収)
- 軽自動車税
- 固定資産税
- 国民健康保険税

なお、「市県民税(特別徴収)」と「法人市民税」はeLTAXを利用して納税していただけます。

また、地方税共同機構が運営する「地方税お支払いサイト」にて、QRコード(またはeL番号)を利用したクレジットカード払いも可能です。詳しくは、「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

※クレジットカードの手数料は納税者負担となります。



地方税
お支払いサイト